

《令和2年12月定例会 討論(令和2年12月15日)》

〈要旨〉

・議案第115号 市長専決処分の報告及び承認を求めることについて（反対討論）

〈会議録〉

無所属の林 政行です。よろしく申し上げます。

議案第115号 市長専決処分の報告及び承認を求めることについてに反対し、残余に賛成し、討論させていただきます。

奈良市においては、市民の皆様や市内の事業者に様々なことを広報、啓発する立場であり、奈良市職員はその模範となる行動を率先して行わなければならないことは言うまでもありません。くしくも12月は職場のハラスメント撲滅月間であり、庁舎内にも啓発ポスターが貼られています。

議案第115号は、ハラスメントが論点の一つになります。ハラスメントへの対応として、今後研修を充実させていく、今後相談体制を充実させる趣旨の答弁はされていますが、果たしてこれで奈良市職員の意識が変わり、職場内外のハラスメントが撲滅できるのか大いに疑問であり、私には本気のハラスメント撲滅に向けた取組や意気込みが全く感じ取れません。また、元職員による訴えから現在までの一連の対応についても、市民や事業者への模範となる行動とは思えません。

別の事案になりますが、いじめ問題では、教育委員会、学校、児童・生徒が一丸となって積極的に取り組んでいます。当事者となった児童・生徒にはできる限り相談しやすい環境を整え、また、ほかの児童・生徒には傍観者にならないよう教育し、先生は常日頃から児童・生徒への目配りはもちろんのこと、いじめが起こらない学校の環境づくりを行い、教育委員会は学校訪問などを定期的に繰り返すなど、3者がそれぞれの立場でできることを最大限行い、継続的な取組を確立し、児童・生徒や先生一人一人のいじめに対する意識を変えています。

しかし、これだけの取組を行ってもいじめはなくなるのです。

さて、これを今回の事案に置き換えると、当事者は自ら声を出せる職場環境ではなく、周りの職員も傍観者となってしまい、目配り役の上司もいない。そして、人事課は訴訟が起きてから事実を知るも具体策を講ずることなく、今後対応を行っていくということになります。

子供たちには常日頃からいじめに対する意識を持った行動を促す指導を行う一方で、模範となるべき奈良市職員及び組織は、ハラスメント対策一つを取っても意識の醸成が不十分であります。子供たちに全く示しが見つからないことは言うまでもありません。今回のハラ

メントは、模範となるべき奈良市職員でなくとも絶対にあってはならない事象であることは明白です。

また、一審、二審で争っている経緯を鑑みると、奈良市のハラスメントについての認識が欠如していることは間違いなく、訴状内容においてハラスメントの事象が上がっている時点で、環境部及び法務ガバナンス課は、人事課との協議を持ち、具体的なハラスメント対策を講じた上で、その対応を本定例会で説明したならば、ハラスメント撲滅に向けた奈良市の姿勢がうかがえたかもしれません。どんなに研修を行っても、どんなに相談体制を充実しても、職員一人一人の意識を変えなければハラスメントの撲滅にはつながりません。他の部局でもハラスメントが存在している疑いがあるとの情報もあります。

市長には、ハラスメントを本気で撲滅していく決意表明とその行動を切望し、また、ハラスメント対応は人事課の担当任せではなく、その模範となるよう各部長や次長をハラスメント担当とするなど、市役所の組織として全庁的に取り組み、1日も早い職員一人一人の意識改革につながる対応を求めます。

よって、具体的な対応策や職員の意識改革の取組などは現時点では不十分であり、納得のいくハラスメントの撲滅対策が講じられていないため、議案第115号を可とすることはできません。

以上で私の討論を終わります。